

整理番号	計調-法申-17
------	----------

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	計画調整局建築指導部建築企画課 (06-6208-9286)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	道路の位置の指定
概要	土地を建築物の敷地として利用するため、道路法や都市計画法等によらないで築造する政令で定める基準に適合する道について、建築基準法上の道路として位置の指定を行います。
根拠法令等 及び条項	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法第42条第1項第5号 ・建築基準法施行令第144条の4 ・建築基準法施行規則第9条、第10条 ・大阪市建築基準法施行条例第4条、別表10 ・大阪市建築基準法施行細則第12条、第13条 (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html) ・大阪市道路位置指定基準 (https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000292427.html)
審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ■両端が他の道路に接続したものであること。 ■延長距離、自動車の転回広場等を設置すること。 ■道が交差、接続または屈曲する箇所には隅切りを設けること。 ■道路はアスファルト混合物等による舗装仕上げとすること。 ■縦断勾配が9パーセント以下であり、かつ、階段状でないものであること。 ■道及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝、街渠その他の施設を設けたもの。 <p>上記記載のほか、建築基準法、建築基準法施行令、大阪市建築基準法施行条例、大阪市建築基準法施行細則、大阪市道路位置指定基準を必ずご確認ください。</p> <p>大阪市道路位置指定基準 https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000292427.html</p>
標準処理期間	30日
経由日数	なし
提出先	計画調整局 建築指導部 建築企画課
提出時期	随時
提出方法	建築企画課及び関係協議先と事前協議を行っただけ、承認申請書及び添付図書（正副2通）を作成してください。建築企画課窓口で納付書を発行しますので指定金融機関等で手数料を納付し、上記提出先まで提出してください。
手数料	¥77,000
相談窓口	計画調整局 建築指導部 建築企画課
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000012045.html#4
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・「道路の位置の指定」を受けようとする場合、建築企画課及び関係協議先と事前協議が必要です。 ・事前協議後に道路工事を行い、道路工事が完了し、大阪市の検査を受けた後、道路位置指定の申請ができます。 ・道路位置指定の申請が承認された後、大阪市公報に登載します。